

議案第 9 1 号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
甲府市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例
甲府市印鑑条例（昭和 5 6 年 1 2 月条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 6 条第 6 号中「の備考欄」を削る。

第 1 3 条（見出しを含む。）中「まっ消」を「抹消」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。ただし、第 1 3 条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく本市情報システムの標準化に伴い、印鑑登録に係る所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。